新　潟　市　民　芸　術　文　化　会　館

チケット販売受託に関する基本規約

本規約には、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）がりゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館（以下「当館」という。）にて公演チケット販売の受託をするにあたり、チケット販売を委託する者（以下「委託者」という。）に適用される条件を記載しています。

（販売を受託する条件）

第１条　当館での公演における販売受託の条件は、下記各号を全て満たすものとします。

（1）　財団が当館の施設利用を許可した公演のチケットであること。

（2）　委託者は前号の施設利用を許可された者であること。

（3）　チケット料金が有料であること。

第１条の２　当館での公演以外における販売受託の条件は、下記各号を全て満たすものとします。ただし、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの、新潟市暴力団排除条例に反するものはこの限りではありません。

（1）　音楽、演劇、能などの舞台芸術公演のチケットであること。

（2）　会場が新潟市内であること。

（3）　チケット料金が有料であること。

2　販売受託した公演チケットは、当館２階インフォメーション窓口にて午前 10 時から午後５時まで直接販売をいたします。ただし、販売期間は最長で公演の前日までとし、当館が休館の日は販売をいたしません。

3　公演チケット購入者の支払方法は現金精算または財団が指定するクレジットカード会社の決済とし、振込等その他の精算は行いません。

（販売委託のお申込み）

第２条　委託者は財団へチケット及び以下の書類を提出し、財団はこれをもって販売を受託したこととなります。

（1）新潟市民芸術文化会館チケット委託販売依頼書兼納品書（以下「依頼書」）

（2）座席図（販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面）

（3）振込口座情報(通帳またはキャッシュカード表面の写し、銀行サイト・アプリ画面の印刷)

2　前項の提出後、発売日の２営業日前までに当館へ公演チケットを納品してください。

（精算）

第３条　前条にて提出した依頼書に記載のチケット販売期間終了後、下記の方法にて精算処理を行います。なお、残券の引き渡しは当館で行います。

〈振込精算〉

チケット精算書に確認印受領後、委託者が指定する口座へ 30 日以内に振込いたします。振込の手数料は財団が負担します。

2　前項の精算処理における精算額とは、チケット売上額から、販売手数料を差し引いた金額となります。

3　前項の販売手数料は、チケット売上額の 10%に１公演当たり 500 円を加えた額とします。

4　前項の１公演当たりとは、公演についてはその回数とし、当館を会場に展示会等の目的で会期が複数日にわたる催しについては催しの期間を１公演とみなします。

5　チケット売上額が前項の販売手数料に満たない場合は、チケット販売期間終了から 30 日以内に財団へお支払いください。

（公演が延期・中止になった場合）

第４条　財団が延期または中止の連絡を受けた時点で公演チケットの販売は売り止めとし、その日までに販

売したチケットの売上金から販売手数料を差し引いた金額を精算するものとします。

（個人情報の取得と取扱い）

第5条　財団は販売受託した公演のチケット購入者の氏名、電話番号を取得します。

2　前項で取得した個人情報は公演中止及び変更が生じた際、財団が購入者へ連絡するために使用するものとし、購入者の個人情報は委託者へ提供いたしません。

附　則

この規則は，平成29年6月13日から施行する。

附　則（手数料改定）

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

附　則（公演が延期・中止になった場合）

この規則は，令和2年8月1日から施行する。

附　則（提出書類、チケット納品日）

この規則は，令和6年5月1日から施行する。

附　則（受託する条件、手数料改定）

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

附　則（受託する条件、販売時間改定）

この規則は，令和8年4月1日から施行する。

附 則（個人情報の取得と取扱い）

この規則は，令和8年10月1日から施行する。